

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令案要綱

第一 都市再生緊急整備地域として新たに長崎中央地域を定める等すること。  
(第一条関係)

第二 特定都市再生緊急整備地域として新たに仙台都心地域及び広島都心地域を定める等すること。

(第二条関係)

第三 この政令は、公布の日から施行すること。  
(附則第一項関係)

第四 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めること。  
(附則第二項関係)